

### 小形風力発電設備(CF20JAPAN)のナセル落下事故及びブレードの折損事故を踏まえた対応について

※2019年6月19日にホームページ掲載した内容に建設中又は今後建設される方への対応を追加して掲載します。

2019年6月19日  
(2019年7月4日情報追加)

2019年1月24日に青森県つがる市において、小形風力発電設備(型式:C&F Green Energy Ltd.製 CF20JAPAN)のナセルが落下する事故が発生したこと、また2019年3月14日に秋田県にかほ市において、同型の小形風力発電設備のブレードが脱落する事故が発生したことを受け、「2019年1月24日に青森県内で発生した小形風力発電設備のナセル落下事故を踏まえたお願い(周知)」(同年2月4日付け)及び「2019年3月14日に秋田県内で発生した小形風力発電設備のブレード折損事故を踏まえたお願い(周知)」(同年3月25日付け)にて、事故原因が明らかになるまで、所有者又は占有者の責任において、使用停止及び周辺への人の立入りを防止するような措置等の対策を講じていただくようお願いいたしました。

今回の落下事故を受け、メーカー等による事故原因究明を行ったところ、青森県内の事故については、出荷時のボルトの締め付けに不備があったこと、秋田県内の事故については、設置時のボルトの締め付けに不備があったことが、C&F Green Energy Ltd.及びC&F ジャパン株式会社により確認され、この不備を確認・補修する点検の実施方法について同社から報告を受けました。

報告内容を確認した結果、両社が共同で実施する点検の内容は適切なものと判断しました。

なお、C&F ジャパン株式会社によれば、今回の点検はC&F Green Energy Ltd.の代理店やメンテナンス業務を実施していた事業者が組織した「タービンメンテナンス合同会社(電話(078)200-4768)」により実施され、点検に関するご案内は、各販売代理店からご連絡をさせて頂くとのことです。

同型式の小形風力発電設備を所有又は占有されている事業者におかれましては、各販売代理店からの連絡を受けて、指定の点検を受けていただき、設備の安全性が確認されれば、使用停止等の措置は不要と判断します。

なお、建設中又は今後建設される同型機についても、運転開始前検査の結果、設備の安全性が確認されれば、使用停止等の措置は不要と判断します。

**【参考】2019年1月24日に青森県内で発生した小形風力発電設備のナセル落下事故を踏まえたお願い(周知)**

**【参考】2019年3月14日に秋田県内で発生した小形風力発電設備のブレード折損事故を踏まえたお願い(周知)**

お問合せ先  
産業保安グループ 電力安全課 新エネルギー担当  
電話(03)3501-1742(直通)